

妊婦健康診査事業

担当課名

子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。

不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名					
妊婦健康診査事業					
■事業の概要					
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。					
■現計画策定時の確保方策の考え方					
妊婦健康診査については、すでに充足していると考えられるため、今後は質の向上等に努めていきます。					
■4年間（令和2年～令和5年）の事業実施の経過（推移）と内容					
・確保提供量と実利用者数					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量 (延べ人数)	7,546	7,490	7,406	7,378	7,294
②実利用回数 (延べ人数)	5,571	5,849	5,756		
②-①	1,975	1,641	1,650		
※確保提供量は、出生数見込みに全14回を掛けて算出している。					
ただし、計画策定時よりも出生数が下振れているため、出生数の実績ベースで算出すると以下ようになる（実績の出生数は事務報告書より引用）。					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
出生数（見込み）	539	535	529		
出生数（実績）	438	457	438		
出生数（実績-見込み）	-101	-78	-91		
実績ベースでの確保提供量と実利用者数					
①確保提供料	6,132	6,398	6,132		
②実利用回数	5,571	5,849	5,756		
②-①	-561	-549	-376		
また、里帰り等の理由により医療券が使用できなかった方に関しては償還払いで対応しているところである。					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
償還払い申請数	479件（37名）	395件（71名）	280件（57名）		
・事業の経過					

裏面もあります。

令和5年度より：①厚生労働省が定める基準（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準）を満たすため、超音波検査の公費負担回数を1回から4回に拡充した。

※妊婦健康診査事業は東京都全域で実施されているが、超音波検査の公費負担回数は自治体ごとに異なる。

②多胎妊婦を対象に、通常公費負担をしている14回を超えて受診した妊婦健康診査の受診費用の一部助成を開始した。

令和6年度より：実施医療機関は、風しん抗体検査の結果、低抗体価が判明した妊婦の方に対して、妊娠中における風しんウイルス感染の防止に必要な事項を説明するとともに、出産後早期に風しんの予防接種を受けることを助言し、接種後2か月間は妊娠を避けるように指導するよう要綱改正が行われた。また、同居者に対しては風しん抗体検査及び予防接種を案内することとしている。

■次年度以降の方向性

妊婦健康診査については、ニーズ量は満たしていると考えられるため、今後は妊産婦のメンタルヘルスケアに関する相談支援体制の充実に努めていきます。

※関連事業としては、産後ケア事業や各種相談事業があります。

産後ケア事業については、令和6年度より通所事業の委託を2か所から4か所に、短期入所事業の委託を1か所から2か所に拡充する予定。

また、相談事業として、令和5年度より国立市子育て世帯伴走型支援事業として妊娠8か月頃の面談を実施。

■その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。